

# 「〇 in うれしの」～あなたのうれしい、叶えます～について

## 1. 概要

嬉野市では、経済対策として、市内施設での消費活動を活性化させるため、また、新型コロナウイルス感染拡大防止も考慮し、佐賀県民を対象とした誘客及び地域消費のキャンペーンに取り組むとともに、嬉野温泉からの明るい話題の提供、利用者の SNS 等による情報発信を活用した、全国への PR を計画しています。

## 2. キャンペーン名称

あなたのうれしいプロジェクト

「〇in うれしの」～あなたのうれしい、叶えます～

## 3. 内容

佐賀県民を対象とした嬉野温泉での思い出づくりキャンペーン

卒業祝・入学祝・還暦祝・結婚記念など、やりたかったけどできなかった県民の皆さんの思い出づくりを、嬉野温泉がサポート

## 4. 補助内容（1人あたり）

宿泊補助＋2つの特典

- ① 「宿泊補助」宿泊費用の50%補助（補助額上限10,000円）
- ② 「特典1」嬉野市内の体験コンテンツで使えるクーポン1,000円発行
- ③ 「特典2」嬉野市内の各飲食施設等で使えるクーポン2,000円発行

## 5. 期間・対象

対象：佐賀県民

予約受付期間：令和2年6月18日～

宿泊補助期間：令和2年6月20日～7月26日（予算がなくなり次第終了）

体験・飲食施設等クーポン使用期間：令和2年6月20日～令和2年8月31日

## 6. 注意事項

各宿泊施設・体験プログラム・飲食施設等クーポン加盟店では、withコロナとして継続できるよう3密を避け、衛生環境に留意する。

次に掲げる場合は、外出自粛要請が必要と判断し中断・中止とする。

- ① 佐賀県で緊急事態宣言が発令
- ② 県内でのクラスター発生
- ③ 市内施設が感染源となった場合
- ④ 嬉野市内で発生し、感染経路が不明の場合

## 7. 体験プログラム・及び飲食施設等クーポン取扱店舗の登録

(取扱店資格)

嬉野市内に本店があり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光客の減少により大きな影響を受けている観光関連事業者

次に掲げる事業者は対象外

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している団体など。
- (4) その他、本事業の目的に照らして不相当と市長が判断する者

※体験プログラム・及び飲食施設等クーポン取扱店舗においては、新型コロナウイルス感染症対策を行って下さい。

(登録方法)

加盟店申込書に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXで提出してください。

**※6月15日までに嬉野市観光商工課へ提出（必着）をお願いします。**

## 8. 全事業共通

**■本事業は、6月補正予算に係る事業であることから、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に参加施設募集手続きを行っているものです。予算の執行は、6月補正予算の成立が前提であり、今後内容が変更になることもありますので、予めご了承ください。**  
**登録いただいた、施設には議決結果を受けて、正式にご連絡いたします。**

【問合せ先・提出先】

〒843-0392

嬉野市嬉野町大字下宿乙1185

嬉野市観光商工課

TEL:0954-42-3310 FAX:0954-42-2960